

# 第1編 総則

大和高田市の地域防災計画における目的、構成、運用と定め、防災関係機関の役割を示した上で、市の災害対策の基本方針を設定して、災害予防、災害対応、災害復旧・復興に取り組む計画とする。

## 目次

<b>第1編</b>	総則	1-1
第1章	計画の目的	1-2
第1節	計画の目的	1-2
第2節	計画の構成	1-2
第3節	計画の運用	1-3
第2章	防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱	1-4
第1節	市民及び各機関等の役割	1-4
第2節	指定地方行政機関、指定公共機関等の事務または業務	1-8
第3節	大和高田市の地域防災組織	1-12
第3章	大和高田市の概況	1-14
第1節	市の概況	1-14
第2節	地震災害の特性	1-16
第3節	風水害の特性	1-18
第4章	被害想定	1-19
第1節	地震災害の被害想定	1-19
第2節	風水害の被害想定	1-22
第5章	大和高田市災害対策の基本方針	1-23

# 第1章 計画の目的

## 第1節 計画の目的

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、大和高田市の地域に係る災害の予防、応急対策並びに災害復旧等すべての災害防除活動と、罹災者の援護などを円滑かつ適正に行い、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、防災体制の万全を期することを目的とする。

### 第2 対象とする災害

地域防災計画では、地震、竜巻、台風、崖崩れ、地すべり、土石流、豪雨、水害、火災等の災害に対して多角的な観点から防災機能を強化したまちづくりを行うため、自然の地形を考慮しながら、災害予防計画の立案及び災害時の応急対策を行う。

## 第2節 計画の構成

### 第1 奈良県地域防災計画との関係

この計画は、奈良県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）を基準として共通する計画については、県防災計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

### 第2 計画の構成

本計画は、本編と資料編から構成する。本編の構成は次の5編による。

第1編 総則	本計画の基本方針、防災関係機関の処置すべき事務及び業務大綱、本市の自然的・社会的条件、想定被害など、計画の基本となる事項を示す。
第2編 災害予防計画	災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。
第3編 災害応急対策計画	災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用等に係る計画を示す。
第4編 災害復旧・復興計画	民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。
第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ及びその周辺地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震に対する予防計画及び応急対策計画を示す。

## 第3節 計画の運用

### 第1 計画の周知

本計画の内容は、市職員、市民、防災関係機関、ならびにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底させる。

### 第2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

各機関は、毎年関係のある事項について検討を行い、必要な場合は計画修正案を大和高田市防災会議に提出するものとする。

### 第3 計画の運用

本計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、市においては行動マニュアルを作成し、各機関においても、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

### 第4 災害救助法及び他の法令との関係

市長は、災害救助法の目的を達成するため、他の防災法令に規定する事項を総合的に処理し、市民を災害から保護するため、災害救助法の範囲内でその基準に基づいて行い、同法の適用後は知事の補助機関として活動を行う。

## 第2章 防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱

### 第1節 市民及び各機関等の役割

#### 第1 市民の果たすべき役割

大規模な災害の防災においては、市民や地域が果たすべき役割が重要である。市民には、自分の安全を確保し、地域でともに助け合う行動が求められており、平常時から災害発生後に至るまで、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

##### 1. 平常時から実施する事項

1	防災に関する知識の取得
2	家庭における防災に関する話し合い
3	地域の危険度の理解（老朽建築物、老朽ため池等）
4	災害時の避難所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
5	石油ストーブ、ガス器具等について、耐震自動消火装置、感震遮断ブレーカー等の火災予防措置の実施
6	家屋の補強等
7	家具、その他落下倒壊危険物の対策
8	飲料水及び食糧（最低3日分）、日用品、医療品等生活必需品の備蓄

##### 2. 災害発生後に実施が必要となる事項

1	出火防止および初期消火
2	負傷者の応急手当および軽傷者の救護
3	自力による生活手段の確保
4	正確な情報の把握
5	火災予防措置
6	適切な避難および避難生活
7	自動車等の運転の自粛

#### 第2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織や消防団が連携して実施することが求められており、市や防災関係機関等と協力して、地域を自らの手で守るため、次の活動をする。

##### 1. 平常時の活動

1	防災知識の普及 正しい防災知識を一人ひとりが持つように映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害についての知識、平常時における防災対策、災
---	---

	害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割である。
2	「地区防災計画」の作成 地域を守るために必要な対策及び構成員ごとの役割、また、市民の避難所生活および発災時の被災者の避難所生活が円滑に行われるように、「地区防災計画」に定めておくことが望ましい。
3	避難行動要支援者への対策 心身障害者、傷病者、高齢者等の災害発生時に自力で避難できない人々の安全を図るため、次のような対策を講じるものとする。 災害時要配慮者利用施設の入所者と市民の災害時における連携を密にするため、定期的に合同の防災訓練を実施するものとする。 避難行動要支援者の避難については、地域ごとの指定場所に避難した後、福祉避難所へ移送できる実施隊を確立する。
4	防災訓練 いつ災害が発生しても対応できるように、平素から防災活動に必要な知識、技術を習得させるため、各種の防災訓練を行う。この場合、市、消防団が一体的に対応し、高田消防署や他の防災関係機関とも連携を図る。
5	火気使用設備器具の点検 地域内には、災害時に被害の発生拡大の原因となるものが数多くあるが、特に、各家庭のガス器具、ストーブ類などについて自主防災組織内で「点検の日」を定め、地域内の一斉点検を行うようにする。
6	建物および構築物の点検 建物の倒壊による被害は火災発生の原因ともなるので、耐震改修促進計画に基づき、各戸に建築物の耐震性の診断を実施し、倒壊の危険が予測されるものについてはあらかじめ補強をするようにする。
7	消火用器材 家庭ごとに消火器、水バケツ、消火用水などを備えるよう指導するとともに、地域の実情に従って要所に消火器、消火用水槽等の配置をするよう努める。
8	防災用資機材の備蓄 自主防災組織ごとに、災害時に対する備えとして、防災用資機材、非常用食料、医薬品などの備蓄を行うよう努める。

## 2. 災害発生後に実施が必要となる事項

自主防災組織は、組織員全員が協力して地域の防災活動を行うものとする。その主なものは、次のとおりである。

1	負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
2	情報の収集、伝達
3	出火防止活動および初期消火
4	防災用資機材の配備または活用
5	避難および共同避難生活

## 第3 事業所等の果たすべき役割

### 1. 水防法指定事業所

事業所等で水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条第1項第4号ロの要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）、第15条

第1項第4号ハの大規模工場等の施設（市条例で定める用途及び規模に該当する施設）は、利用者、従業員の安全を確保し、円滑かつ迅速な避難を行うために、水防法第15条の3及び第15条の4に基づく利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成を行う必要がある。

また、利用者の避難の確保のための措置に関する計画に基づき、自衛水防組織を確立するとともに、避難訓練などを通じて実行力の向上に努めるものとする。

#### 【 利用者の避難の確保のための措置に関する計画の基本的事項 】

1	防災体制に関する事項
2	避難の誘導に関する事項
3	避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
4	防災教育及び訓練の実施に関する事項
5	自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項 ・自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること ・自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること ・その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
6	円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## 2. その他の事業所

その他の事業所等は、従業員、利用者の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとする。このため自主的な防災組織づくり、地域の自主防災組織と連携をとり、事業所等及び地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

また、事業所等においてあらかじめ防災責任者を定め、自主的に実態に応じた防災計画を作成することが望ましい。

#### 【 防災計画作成の基本的事項 】

1	発災後、速やかに応急対策を実施するため、必要な要員を確保し、迅速かつ的確に措置を行うための組織の編成および活動について計画するものとする。
2	組織内部の指揮命令系統を明確にし、あらかじめ組織内部に周知させ、組織編成については職務分担等を具体的に定めておく。
3	避難誘導計画を定めるにあたっては、まず、当該施設および周辺の具体的な災害に対する危険性を認識しておくこと。また、避難ルートや避難先、避難誘導責任者を明示すること。 なお、避難経路および避難地の位置図を施設内の見やすい場所に表示することが望ましい。
4	避難地は、事業所等の責任においてそれぞれ定めることを原則とするが、適地がない等のため市指定の避難所を利用する場合にあっては事前に市と協議する。
5	事業所等のおかれた地理的条件や、防災施設の実態に応じて消防用施設等の点検および要員の配置等について定めること。
6	避難時における負傷、その他の事態に備え、救急医療品を備蓄し、救急看護を担当する者を定め、平日頃から技術の習得に努めさせること。
7	市民生活に密接な関係をもつ業種にあっては、一日も早い復旧が要求されるので、資機材の備蓄、供給協定の締結、応援要員の確保等について定めること。

8	<p>大規模な災害が発生した場合の災害応急対策の実施を想定した訓練について計画を定め、少なくとも年1回以上実施する。</p> <p>また、県または市が実施する訓練に積極的に参加する計画とし、訓練の結果については必ず検証を行い、計画の改善、充実に役立てるよう配慮すること。</p>
9	<p>防災上必要な教育は、従業員全体ならびに必要なに応じて利用者等に対して、それぞれ行うものとする。</p> <p>なお、教育の方法としては、社内報、職場研修、利用者等に対する資料配布、その他事業所等の実情に応じ、各種のものが考えられるので、多角的、効果的な方法をとるものとし、その方法を明示すること。</p> <p>また、年度ごとに実施計画書を定め、計画的に実施するよう配慮すること。</p>

### 3. 事業所等の特性に応じた事項

1	<p>劇場、大型店舗、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設については、避難誘導など顧客の安全確保について重点を置く。</p>
2	<p>石油類、高圧ガス、毒物および劇物等の製造、貯蔵、処理または取扱いを行う施設は、災害発生に伴う危険物の炎上、流失、爆発、漏洩等により周辺地域に被害を及ぼすことを防止することに重点を置く。</p>

## 第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の事務または業務

大和高田市、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び消防機関等は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

### 第1 大和高田市

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
市民生活部 企画政策部 議会事務局	1. 組織の整備に関すること 2. 非常用物資の供給と確保	1. 本部の総合企画に関すること 2. 災害情報の収集 3. 災害広告・伝達に関すること 4. 避難の勧告または指示 5. 避難所の開設と管理 6. 被害状況の収集	1. 被害状況の総括 2. 派遣職員の宿舎及び給食
総 務 部 福 祉 部 保 健 部	1. 災害時要配慮者の安全確保体制の整備 2. 防疫予防体制の整備	1. 生活必要物資等の確保 2. 罹災住宅の復旧資材購入斡旋 3. 災害地の連絡と配車計画 4. 収容者の世話	1. 災害復旧に伴う財政計画及び資金措置 2. 公有財産の復旧
環境建設部	1. 農地、農業用施設等の防災事業の推進 2. 水防資材の整備と水防工法教育の推進	1. じん芥応急処理及び焼却 2. 災害時の非常清掃 3. 機械器具の運搬と運用 4. 災害対応車両道路の整備 5. 水防活動	1. 処理施設の復旧 2. 都市計画施設の復旧
上下水道部	1. 水源の確保と水質検査	1. 非常給水 2. 水道施設の被害状況調査	1. 水道施設の復旧 2. 下水道施設の復旧
病 院	1. 薬品・衛生材料の供給確保	1. 医療救護	1. 罹災医療機関施設の復旧
教育委員会	1. 教育施設の防災対策及び防災建築化の推進	1. 教育施設の応急対策 2. 罹災児童生徒の応急教育対策	1. 教育施設の復旧

### 第2 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
葛城労働基準監督署	1. 工場・事業所における産業災害防止の指導監督		
近畿農政局 奈良地域センター	1. 主要食糧(米穀)の備蓄	1. 主要食糧(米穀)の供給	
奈良地方気象台	1. 気象予報、警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表		



## 第3 奈良県

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
高田土木事務所	1. 公共土木施設の整備と防災管理 2. 水防資材の整備 3. 災害危険区域の指定	1. 公共土木施設の応急対策 2. 水防警戒の発表・伝達ならびに水防応急対策	1. 公共土木施設(所管)の復旧
中和保健所	1. 初期医療救護体制の整備 2. 医薬品等の確保体制の整備 3. 防疫予防体制の整備	1. 医療救護 2. 防疫、清掃等応急保健衛生対策	1. 保健衛生関係施設の復旧
高田警察署		1. 人命救助及び避難誘導 2. 災害警備と治安維持 3. 交通応急対策	

## 第4 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 2. 防災訓練等への参加	1. 避難の援助 2. 水防活動 3. 消防活動 4. 道路または水路の啓開 5. 応急医療、救護、防疫 6. 人員及び物資の緊急輸送 7. 炊飯及び給水 8. 救援物資の無償貸与または譲与 9. 危険物の保安及び除去等	1. 災害復旧対策の支援

## 第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本赤十字社 奈良県支部	1. 罹災者に対する救援物資の備蓄 2. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 義援金品の募集並びに分配の斡旋 3. 労力奉仕班の編成及び派遣斡旋	
西日本電信電話(株)奈良支店	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象警報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	1. 被災電気通信設備の災害復旧
JR 西日本高田駅・近鉄大和高田駅	1. 鉄道施設の保全と防災管理	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害対策	1. 罹災鉄道施設の復旧
関西電力(株)高田事業所	1. 電力施設の保全と防災管理	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	1. 罹災電力施設の復旧
大和ガス(株)	1. ガス供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	1. 罹災ガス供給施設の復旧
日本郵便(株)	1. 風水害・震災等非常災害による被災者の救助を行う団体に対する、お年玉付き郵便葉書等寄付金の配分についての申請の受付及び審査	1. 被災者に対する郵便葉書の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除	

## 第6 公共団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合 高田消防署	1. 火災及びその他の災害現場における消防活動に関すること 2. 人命の救助に関すること。 3. 避難者の誘導に関すること 4. 現場における広報に関すること 5. その他	1. 奈良県広域消防組合震災警防計画に基づく対応 2. 消防団と相互協力 3. その他消防地震対策本部の指令に基づく活動に関すること	1. 消防資器材・施設の復旧
大和高田市消防団	1. 防災訓練等への参加	1. 消防団詰所全機能の点検・確認 2. 車両の点検及び安全確保 3. 災害情報の収集及び必要な広報・伝達 4. 要救助被災者の救出、救助 5. 避難者の誘導 6. 火災及び災害現場における消防活動 7. 水防警戒及び水防対策活動 8. 団員に対する食糧及び飲料水の確認 9. 奈良県広域消防組合高田消防署・大和高田市役所と相互協力 10. その他消防地震対策本部の	1. 消防資器材・施設の復旧

		指令に基づく活動に関する こと	
大和高田市 医師会		1. 災害時における医療の確保 及び負傷者の医療・助産救護	

第2章 防災関係機関が処置すべき事  
務または業務の大綱

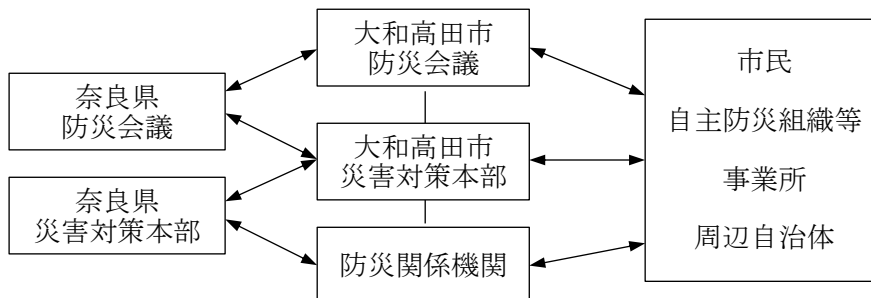
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の事務または業務

## 第3節 大和高田市の地域防災組織

### 第1 大和高田市の地域防災組織

本市の地域における防災組織は次のとおりである。

＜大和高田市の地域防災組織図＞



### 第2 大和高田市防災会議

大和高田市防災会議は、災害対策基本法第16条（市町村防災会議）及び大和高田市防災会議条例（昭和38年3月30日大和高田市条例第16号）に基づき設置され、本市の地域における災害対策全般に関し、大和高田市及びその他の防災機関が所掌すべき事務を総合的かつ計画的に推進することを目的とする機関である。

➤ 参照資料編 関係条例1. 大和高田市防災会議条例

#### 1. 組織

大和高田市防災会議は、市長を会長とし、大和高田市防災会議条例第3条第5項に規定する委員及び第4条に規定する専門委員をもって組織する。防災会議の運営は、大和高田市防災会議条例の定めるところによる。

➤ 参照資料編

関係条例2. 大和高田市防災会議の構成
関係条例3. 大和高田市防災会議委員名簿
関係条例4. 大和高田市防災会議運営規程

#### 2. 所掌事務

1	大和高田市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
2	市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
3	前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
4	水防法第33条の水防計画を調査審議すること。
5	前各号に掲げるものの他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

#### 3. 庶務担当

大和高田市市民生活部危機管理課が担当する。

### 第3 大和高田市災害対策本部

大和高田市災害対策本部は、市域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害対策基本法第23条の2及び大和高田市災害対策本部条例（昭和38年7月9日条例第24号）に基づき設置され、本市の災害に対する総合的な対策を実施することを目的とする機関である。

災害対策本部の運営は、大和高田市災害対策本部条例及び、本計画の定めるところによる。

➤ 参照資料編	関係条例5. 大和高田市災害対策本部条例
---------	----------------------

## 第3章 大和高田市の概況

### 第1節 市の概況

#### 第1 市の位置及び面積

本市は、奈良盆地の西南部に位置し、周辺の橿原市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町の4市1町に隣接し、市の西方に金剛葛城山系が望まれる。

本市の地形は、市北部に位置する標高70～80mの馬見丘陵のほかはほぼ平坦で、市域を南北に流れる高田川や葛城川が都市の座標軸をなし、JR和歌山線高田駅、近鉄大阪線大和高田駅、近鉄南大阪線高田駅を中心に市街地が形成され、周辺部は田園地帯となっている。面積は16.48k㎡と県下12市の中で最も狭い。

古くから交通の要衝であり、奈良県の中南和地域の経済・文化・行政の中心として発展してきたが、大阪大都市圏へ約30分程度で連絡する好立地の条件から、住宅都市的な色彩も強い。

#### 第2 自然環境条件

##### 1. 地勢

本市の地形は、北西部に位置する標高70m～80mの馬見丘陵の他には、ほとんど起伏のない平坦地となっており、西部は金剛、葛城山系に連坦する緩扇状地性低地で、南から北に向かって緩やかに傾斜している。

東部に葛城川、中央に高田川の2本の一級河川が市域を南北に貫流し、東端には曾我川が橿原市との境界を流れている。これらの河川はいずれも天井川で、市域を西部、中央部、東部に隔てている。高田川と葛城川に挟まれた地域はJR線や近鉄線が交差し、市の中心市街地が展開している。

市内には多数のため池が分布しており、かつては農業のかんがい用水として利用されていた。

市域の大分部は、高田川、葛城川の堆積作用によって形成された沖積層で、自然堤防はれき混じり砂層、はん濫原はシルト・砂・粘土の互層で覆われている。

市北西部の馬見丘陵は、大阪層群と呼ばれる砂れき層からなる洪積層が分布している。

##### 2. 気象

気候は、比較的温暖小雨の瀬戸内式気候の特色と、気温の較差がやや大きい内陸性盆地気候の特色が見られる。梅雨期と台風期を除いては降水量が少なく、年間降水量は1,500mm程度である。

#### 第3 社会環境条件

##### 1. 人口

本市の人口は、平成28年(2016年)3月1日現在の人口67,418人、世帯数29,607世帯(住民基本台帳)で、一世帯あたり人口は2.28人、人口密度は4,091人/k㎡で県下全市町村の中で最も高い。国

勢調査によると、平成7年の73,806人をピークに平成12年には73,668人と人口規模を維持したものの、その後人口減となり、平成22年には68,451人と7万人を切り、今後も人口減が続くと予測されている。

## 2. 産業

本市の就業者数は、平成22年度の国勢調査によると29,365人で、総人口に対する就業者の割合(就業率)は42.9%となっている。

第1次産業の就業者数は294人で就業者数全体の1.0%、第2次産業の就業者数は8,697人で29.6%、第3次産業の就業者数は19,902人で67.8%を占めている。

産業構造は、全体の傾向として第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業へ移行していることがうかがわれ、産業のソフト化がさらに進行している。

第2次産業では、製造業が75.5%を占め、そのうち繊維製品製造業、一般機械器具製造業、プラスチック製品製造業が製造品出荷額も高く傑出しているのが特徴となっている。

第3次産業では、卸売・小売業等が29.0%、サービス業が26.7%で、第3次産業全体の55.7%を占めており、商都としての性格も伺える。

## 3. 道路及び鉄道

本市の道路交通体系は、国道24号、国道24号高田バイパス、国道165号及び国道166号に加え、中和幹線、主要地方道2路線、一般県道3路線などが縦横に巡っている。

国道24号高田バイパスは南阪奈道路と連結され、関西国際空港など大阪圏へのアクセスが容易になった。

鉄道網は、近鉄大阪線・南大阪線及びJR桜井線・和歌山線が通り、狭い市域に6つの駅が開設されているという非常に恵まれた環境にある。

バス路線は、近鉄大和高田駅前のバスターミナルを中心に運行され、近隣市町への広域的な路線の発着点となっているが、近年、利用者減等の要因による路線合理化が進みつつある。

## 第2節 地震災害の特性

### 第1 地震の種類

本市に影響を与える地震は、海溝型巨大地震と活断層による内陸性直下型地震の2種類を想定することができる。

海溝型巨大地震は、フィリピン海プレートが南海トラフから日本列島の下に沈降する時にプレートが反発して、その境界面で広範囲に断層面が生じるため発生するもので、ある程度の周期性を持っている。

これまで、本圏域に影響を与えた南海トラフ系巨大地震は、いずれも、マグニチュード8、ないしはそれ以上を記録しており、被害が広範囲に及ぶのに対し、内陸部での震度は、若干、軽減される。

しかし、奈良盆地西縁から金剛、二上、生駒の連山は多くの活断層におおわれており、本市域内に活断層はみられないが、これらの断層は極めて活発であることから、内陸型地震の発生は、将来、想定しなければならないと思われる。

さらに、近時の研究では、南海トラフ等による海溝型地震と活断層による内陸型地震との関連性が次第に明らかにされる一方、西日本が地震の活動期に入ったとの地震予知連絡会の報告も出されていることから、地震情報の収集と分析には格段の注意を要する。

### 第2 地震災害の特性

#### 1. 地形・地盤の特性

地震の被害は、地震の性質とともに、地形・地盤の状況によって大きく影響される。本市の地形は、市の西部は、金剛、葛城山系山麓から連続している緩扇状地性低地で、その東は、旧高田川、葛城川によって形成された自然堤防や微高地、はん濫原等である。

従来、本市は、自然堤防や微高地を利用して集落の形成がはかられてきたが、その後は、低湿なはん濫原での宅地開発が進められてきた。

自然堤防は、表土の下に、0.6メートルのれき（小石）混じりの砂層がみられ、さらに、その下には比較的ゆるいシルト、砂、粘土の互層から成っている。

また、はん濫原は、表土の下は、すぐシルト、砂、粘土の連続した互層がみられる。

これらシルト、砂、粘土の互層は、地下水の帯水層となっており、現在、表土から13～14mまでは、堆積進行中の沖積層で、その下の比較的堅くしまった層は洪積層である。

本市域の地層は、総体に砂層が多く、地下水を多く含んでいることから、地震動による上昇水圧によって、砂や水が噴出する液状化現象が発生し、更に被害が拡大することも考えられる。

#### 2. 家屋の状況

本市の家屋状況は、全棟数約25,300棟のうち、17,600棟（70%）が木造家屋、また、7,400棟（29%）が建築年数35年以上経過している。

非木造家屋は、約7,600棟で、構造は鉄筋コンクリート、鉄骨、軽量鉄骨造等で、その大半は住宅、アパート、工場、倉庫に使用されている。

非木造家屋で建築年数が35年以上経過しているものは、14%程度にとどまり、全体的に比較的新しい建物が多く、建築年数10年以内も約700棟（9%）を占めている。



旧高田川、葛城川によって形成された自然堤防とその周辺のはん濫原に家屋が密集して、軟弱地盤の上に、古い木造家屋が建っており、想定地震からすれば極めて危険な状況にあるといわなければならない。

### 第3節 風水害の特性

本市の地形は、市の西部は、金剛、葛城山系山麓から連続している緩扇状地性低地で、その東は、旧高田川、葛城川によって形成された自然堤防や微高地、はん濫原等である。

従来、本市は、自然堤防や微高地を利用して集落の形成がはかられてきたが、その後は、低湿なはん濫原での宅地開発が進められてきた。

したがって、本市を南北に北上する葛城川及び水防警報指定河川である高田川、曾我川及び葛下川周辺では浸水被害の発生が懸念されている。

また、本市では、近年の農地・ため池の宅地利用により、豪雨時の遊水場所がなくなり、市内の一部では豪雨時に床上・床下浸水の被害が発生しており、奈良県の「浸水常襲地域における対策緊急プログラム」において本市で関係する地区が10地区あり、対策が進められ、90%の実施状況となっている。

#### 【 浸水被害対策状況 】

地区	過去28年間における		浸水原因	減災対策
	被害回数	家屋浸水戸数		
築山・有井地内	4回	494戸	高田川への排水不良	高田川改修、都市下水路改修
西町地内	3回	47戸	高田川への排水不良	ポンプ施設整備
栄町地内	4回	172戸	水路流下能力不足	水路改修
春日町	4回	158戸	甘田川への排水不良	水路改修、甘田川改修
磯野野北町地内	3回	119戸	水路流下能力不足	水路改修
東三倉堂町地内	5回	113戸	水路流下能力不足	水路改修
大中地内	3回	25戸	水路流下能力不足	水路改修
吉井地内	3回	22戸	普通河川流下能力不足	普通河川改修
旭北町	5回	111戸	水路流下能力不足	水路改修
市場・葛城市尺	3回	46戸	大田川流下能力不足	太田川改修、ため池治水利用

## 第4章 被害想定

### 第1節 地震災害の被害想定

#### 第1 地震災害の被害想定

平成16年10月、奈良県において策定された『第2次奈良県地震被害想定調査報告書』（以下「報告書」という。概要版を資料編に掲載）を基に、本市の被害を想定する。

報告書において想定された地震は、内陸型地震（8地震）及び海溝型地震（5パターン）である。この報告書で示された本市の被害状況は次のように想定されている。

##### （1）奈良盆地東縁断層帯（想定震度7）

区 分	死者	負傷者	全 壊	半 壊	出 火	避難者	断 水	停 電	ガス供給
人数・世帯数	207	867	4,649	3,899	44	24,639	25,179	25,232	19,359
率 (%)	0.3	1.2	27.7	23.2	0.3	33.4	99.8	100.0	100.0

##### （2）中央構造線断層帯（想定震度7）

区 分	死者	負傷者	全 壊	半 壊	出 火	避難者	断 水	停 電	ガス供給
人数・世帯数	258	947	5,841	3,620	59	24,635	25,179	25,232	19,359
率 (%)	0.4	1.3	34.8	21.6	0.4	33.4	99.8	100.0	100.0

##### （3）生駒断層帯（想定震度7）

区 分	死者	負傷者	全 壊	半 壊	出 火	避難者	断 水	停 電	ガス供給
人数・世帯数	206	865	4,620	3,902	44	24,649	25,179	25,232	19,359
率 (%)	0.3	1.2	27.5	23.2	0.3	33.5	99.8	100.0	100.0

##### （4）東南海・南海地震同時発生（想定震度5強）

区 分	死者	負傷者	全壊	半 壊	出 火	避難者	断 水	停 電	ガス供給
人数・世帯数	0	51	97	90	0	560	4,268	2,425	669
率 (%)	0.0	0.1	0.6	0.5	0.0	0.8	16.9	9.6	3.5

※住宅被害は棟数、出火は件数

## 第2 南海トラフ地震の被害想定

### 1. 内閣府が公表した被害想定について

#### (1) 前提とする地震の性格

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している（想定される地震規模：マグニチュード9.1）。

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、国の地震調査研究推進本部が公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）平成25年10月によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60%～70%に達すると評価されている。

本市では最大震度6強が想定されている。

#### 【 南海トラフの地震活動の長期評価（第二版） 】

領域または地震名	南海トラフ	参考) 中央構造線断層帯 金剛山地東縁
長期評価で予想した地震規模	M8～M9 クラス	M6.9 程度
地震発生率	10年以内	20%程度
	20年以内	40%～50%
	30年以内	60%～70%
	50年以内	90%程度以上
地震後経過率（平成28年1月時点）	0.76	0.1～1.0
平均発生間隔	88.2年	約2000～14000年
最新発生時期 （ホアツ過程を適用したものを除く）	67.0年前	約2000年前～4世紀

※参考) 中央構造線断層帯金剛山地東縁の評価値は地震調査研究推進本部平成28年1月中央構造線断層全体が同時に活動する場合はM8.0以上の地震となることも考えられる。

【 南海トラフ巨大地震による各市町村における最大震度一覧 】

市町村	最大震度	市町村	最大震度	市町村	最大震度
奈良市	6強	平群町	6弱	広陸町	6強
大和高田市	6強	三郷町	6強	河合町	6強
大和郡山市	6強	斑鳩町	6強	吉野町	6弱
天理市	6強	安堵町	6強	大淀町	6弱
橿原市	6強	川西町	6強	下市町	6弱
桜井市	6強	三宅町	6強	黒滝村	6弱
五條市	6強	田原本町	6強	天川村	6強
御所市	6強	曾爾村	6強	野迫川村	6弱
生駒市	6弱	御杖村	6強	十津川村	6強
香芝市	6強	高取町	6弱	下北山村	6強
葛城市	6弱	明日香村	6弱	上北山村	6強
宇陀市	6強	上牧町	6弱	川上村	6強
山添村	6弱	王寺町	6強	東吉野村	6強

出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会 2012年3月31日

## 第2節 風水害の被害想定

## 第1 浸水想定区域

葛下川、葛城川、高田川の流域全体で総量 195mm、ピーク時降雨量 69mm を想定したシミュレーション結果では、高田川沿いの築山地区や葛城川沿いの今里川合方地区など一部に最大浸水深 5.0m未満のエリアを含む浸水の恐れがある区域が広がっている。特に、葛城川、高田川沿い地域では 0.5m～2.0m未満のエリアが連担している。高田川沿いの市役所庁舎周辺も 1.0m～2.0m未満の浸水想定区域に含まれているなど、市域の 88.8%のエリアが浸水の恐れがある区域となっている。

## 【 浸水の恐れある区域表・ハザードマップ 】

浸水深ランク	葛下川	葛城川	高田川	曾我川	市合計
0.5m未満	236.2ha	422.4ha	358.9ha	69.8ha	1,087.3ha
0.5～1.0m未満	3.6ha	242.3ha	57.4ha	16.2ha	319.5ha
1.0～2.0m未満	0.2ha	77.5ha	35.6ha	9.9ha	123.2ha
2.0～5.0m未満	—	13.8ha	16.4ha	—	30.2ha
合計	240.0ha	756.0ha	468.3ha	95.9ha	1,560.2ha

市域面積 1,649.0ha に対して 94.6%の区域が浸水の恐れがある区域となる。

## 第5章 大和高田市災害対策の基本方針

地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、「みんなで築く災害に強いまちづくり」を進めることにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成23年3月11日に発生した海溝型地震である東北地方太平洋沖地震は15,000人以上の犠牲者を出し、また、平成28年4月に発生した内陸断層型地震の熊本地震でも震度7の最大震度を観測した一連の地震活動によって、関連死を含めて88名の死者、2,173人の負傷者、最大時約183,900人もの避難者をだすなど、現代の都市が、ハード・ソフト両面で自然災害に対していかに脆弱であるかを再認識させる結果となった。

本計画の策定にあたっては、こうした過去の災害を教訓として、自然との共生と環境負荷の低減、進行する高齢化社会への対応といった課題を踏まえ、防災に関する基本方針を定めることとする。

### 第1 基本目標

市域の中心部は住宅が密集し、かつ、地盤は軟弱であるため、大規模地震が近隣で発生すれば、本市の被害は甚大なものになると想定される。また、洪水が発生すれば市域が広範囲にわたり浸水し、甚大な被害と長期にわたる地域経済の停滞が想定される。

そのため地震による被害の軽減や、洪水による浸水災害を防ぐなど、災害に対応するため、市及び関係機関の防災機能充実と防災意識の高揚や自主防災組織の育成、防災施設・設備の整備、公園等を活用した避難場所の確保、他の自治体との相互援助協定等、防災体制の確立等による災害に強いまちづくりを推進する。

### 第2 基本方針

市民・事業所・市が連携して、「災害に強いまちづくり」の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

本計画は、災害対策基本法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市による「公助」と連携して、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、災害発生時に適切な対応を図ることで「縮災」を進めるものとする。

計画の推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

1	災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
2	自助・共助の促進による自主防災体制の確立
3	県、市、防災関係機関及び市民、企業それぞれの役割と連携
4	防災関係機関相互の協力体制の推進
5	ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進による縮災
6	過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
7	関係法令の遵守
8	災害時避難行動要支援者等の多様な視点を生かした対策の推進
9	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

## 第3 防災施策の大綱

### 1. 防災体制の強化

市をはじめ関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、応急活動体制の確立や情報の収集・伝達体制の確立、被害調査体制の整備等、防災体制を整備・充実する。

### 2. 防災意識の高揚

地震及び洪水の「ハザードマップ」を活用して防災知識の普及や防災訓練の実施等による防災意識の高揚に努める。また、災害時に大きな役割を担う自主防災組織の育成や、「消防団を中核とした地域防災の充実に関する法律（平成25年12月13日法律第110号）」に基づき、人材の確保、活動用資機材の充実など消防団の充実を図る。

### 3. 災害予防活動の充実

地震等の被害想定、水害発生の予防、火災予防対策、避難場所・避難所として位置づけられている公共施設の耐震化を計画的に進めていくとともに、民間建築物や木造住宅等の耐震性の向上、防災資機材の常時的点検、防災訓練の実施等、災害予防活動を推進する。

### 4. 災害応急対策の充実

広範囲の洪水や大規模な地震、火災等に対応するため、救出・救護体制の整備、飲料水や食料等の備蓄、緊急時における物資の輸送に必要な道路交通を確保するための道路の維持整備等、災害応急対策を整備・拡充する。

### 5. 災害相互援助協定の充実

大規模災害発生時における食料等の供給や救援活動、災害復旧時における他の自治体、消防機関並びに民間事業者等との支援体制が確立されている。今後、大規模化・多様化する災害に迅速に対処するためにも、その支援体制の充実に努める。

### 6. 災害対策の充実

各種の災害に対する調査・研究を実施するとともに、防災緑地や緑道の整備、密集市街地等における計画的な避難路の確保、ライフラインの強化、耐震性貯水槽やため池等貯水施設の整備等、災害対策の確立・充実に努める。また、災害時に災害対策本部となる市庁舎をはじめ、市民交流センター、上下水道部庁舎、大和高田市立病院等の公共施設の安全性の確保に努める。